

瑞浪市障害者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年4月



瑞浪市

瑞浪市障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

瑞浪市長
瑞浪市教育委員会
瑞浪市消防長
瑞浪市議会議長
瑞浪市選挙管理委員会
瑞浪市代表監査委員
瑞浪市公平委員会
瑞浪市農業委員会

瑞浪市障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、瑞浪市長、瑞浪市教育委員会、瑞浪市消防長、瑞浪市議会議長、瑞浪市選挙管理委員会、瑞浪市代表監査委員、瑞浪市公平委員会及び瑞浪市農業委員会が策定する障害者活躍推進計画です。

第1章 計画の策定にあたって

1. 目的

この計画は、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」に関する取組を総合的かつ効果的に実施することで、障がい者一人一人がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、長期に定着することが出来る職場環境を築くことを目的とします。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

3. 計画の推進体制

組織全体で、総合的かつ効果的に障がい者が活躍できる職場環境の整備を図るため、瑞浪市障害者活躍推進委員会を設置し、本計画の策定と変更、本計画に基づく取組の実施状況と数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行います。

また、進捗状況について、毎年ホームページ等で公表します。

第2章 計画の実施

1. 目標

本計画の目的を達成するため、下記の項目ごとに目標を設定し、毎年度結果を公表します。

項目	目標
雇用率	【毎年度6月1日時点の法定雇用率】 達成する (参考) 令和元年度の法定雇用率：2.5%、本市の実雇用率：3.1%
定着	【職場の配慮不足に起因する不本意な離職者】 発生させない
満足度	【自身の障がいに対する配慮を「大いに感じる」又は「ある程度感じる」と回答する障がいのある職員の割合】 初年度の結果を上回る 【働きがいを「大いに感じる」又は「ある程度感じる」と回答する障がいのある職員の割合】 初年度の結果を上回る ※ 初年度は実態に関するデータを収集します。

2. 具体的な取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

項目	取組内容
組織面	<ul style="list-style-type: none">・総合的かつ効果的に、障がいのある職員が活躍できる職場環境の整備を図るため、瑞浪市障害者活躍推進委員会を設置します。・瑞浪市障害者活躍推進委員会においては、毎年1回、計画の実施状況の点検、見直し等を行うほか、必要な事案が生じた際には、随時開催します。・障害者雇用推進者として、秘書課長を選任します。・障害者職業生活相談員として、秘書課秘書係長を選任します。
人材面	<ul style="list-style-type: none">・障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

(2) 障がい者の活躍を推進するための環境整備等

項 目	取 組 内 容
就労環境 の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、障がいのある職員を対象とするアンケートを実施し、障がいに対する配慮の状況、働きがい等について、調査します。 ・本人の希望があれば、障がい特性についての情報を所属長等と共有し、適切な支援や配慮を行います。
キャリア 形成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類や程度に配慮し、配属先や業務内容を選定します。 ・障がいの有無によって、配属先を限定しません。 ・障がいの有無によって、受講できる研修を限定しません。
募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ・募集、採用にあたっては、以下の取り扱いを行いません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定の障がいを排除する。 (2) 自力で通勤できることを条件とする。 (3) 介助者なしで業務遂行が可能であることを条件とする。 (4) 特定の就労支援機関からの受入れを優先する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。 ・庁舎内において物販等の場を提供し、障害者就労施設等の活動の機会を提供します。

推進体制のイメージ

